

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年5月11日（水）午後3時00分～午後3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 農地法施行規則該当転用届について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名全員出席されています。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、速水委員さんと、14番、今村委員さんのお二人を指名しますので、よろしくお願ひ致します。続いて議事日程、第2、

会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転及び使用貸借権の設定による移動でございます。番号1番、申請地、大字今里□□□番1（地目）田（現況）畑（面積）1,222㎡、譲受人、桜井市大字桜井□□□□、譲渡人今里町□□□□、売買による所有権移転の異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、3,076㎡と下限面積を満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約200mのところでございます。番号2番、申請地、大字市場□□□番地（田）1,200㎡、譲受人、大字市場□□□□、譲渡人、大字市場□□□□、売買による所有権移転の異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、6,274㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、高田西中学校より□へ約200mのところであります。番号3番、申請地、大字野口□□□番1（田）1,084㎡、貸出人、大字野口□□□□、□□□□□、次に、番号4番、申請地、大字野口□□□番地（田）1,735㎡、貸出人、大字野口□□□□で、番号3番及び4番、いずれも借受人、大字野口□□□□で、いずれも使用貸借権の設定による異動で、申請理由は、後継者育成のためでございます。借受人の耕作地面積は、2,819㎡と下限面積を満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、野口墓地より□へ約100mのところと、東側隣接地であります。以上、議第1号につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区

域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字曾大根□□番2（田）400㎡、申請人、大中南町□□□、転用目的は農家住宅への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、浮孔西小学校より□へ約500mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条大字曾大根の農家住宅への転用の申請であります。現在□□さんは、兄弟で農業を営まれております。今回の申請者は弟さんですが、結婚されて現在、賃貸住宅にお住まいで、今回、農地の近くに家を建てるための申請です。周辺の現況としては、東側は里道、西側は住宅、南側は兄の農地で、北側は水路をはさんで道路です。現況は、畑として耕作されておりました。東側に擁壁を新設され造成されます。汚水は浄化槽を設け、雨水とともに北側水路に排水される計画です。地元の水利組合の同意と、兄の隣地同意も添付されておりますので、農地部会としては妥当な申請であると判断致しました。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　大字曾大根の申請につきまして、農地の区分につきましては、周辺の農地が10ha未満の農地の区域で、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金等でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字池尻□□番1（田）266㎡、借受人、大字池尻□□□□、貸出人、大字池尻□□□、解約理由は、高齢のためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。続いて、議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書2ページ、3ページをお願い致します。議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字松塚□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番地(田)716㎡及び大字松塚、□□□番地(田)381㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字大谷□□□□、利用権を設定する者、大字野口□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番1(田)232㎡及び大字野口□□□番2(田)410㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年4月30日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、南陽町□□□□、利用権を設定する者、大字曾大根□□□□、利用権を設定する農地、大字曾大根□□□番地(田)1,920㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成30年12月31日までの3年間でございます。利用権を設定する農地出□□□番地(田)986㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成30年12月31日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字野口□□□□、利用権を設定する者、大字野口□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番2(田)500㎡、及び大字野口、□□□番地(田)1,186㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年5月31日までの3年間でございます。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、東雲町、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)709㎡及び大字松塚□□□番1(田)796㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年5月31日までの3年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字松塚□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番2(田)1,007㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年5月31日までの3年間でございます。整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字松塚□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□番1(田)200㎡、大字松塚□□□番1(田)946㎡、及び大字松塚□□□□番7(田)291㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年5月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、

何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。それでは議第5号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届についてを議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は許可の例外として農地法施行規則第32条第1号に定める転用届出でございます。番号1番、申請地、大字磯野□□□番1の一部(畑)1,474㎡のうち、83㎡、申請人、磯野町□□□□□、農地の利用状況は、農道であります。場所は、部会調査順序表第□番目、高田市立病院より□□へ約500mのところ。なお、その他申請書類等は具備致しております。その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 それでは農地部会より報告させていただきます。大字□□の□□さんの農道への転用の届出ですが、現地調査の際に、届無しで道路にされていたものを、事務局の指導により、是正で届出されたものです。現在地上げされた状態で、周囲に被害はないものと思われ、南側の残りの農地は畑として耕作されておりました。農地部会ではやむを得ないものと判断致しました。以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに部会長から説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等、異議などありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので採決致します。それでは、議第5号、その他1番について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号のその他1番、農地法施行規則該当転用届については、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の2番を議題と致します。事務局説明願います。

事務局 議第5号、その他、2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明願承認について説明致します。本件は、市の都市計画課に対して生産緑地に指定された農地の買取り申出の申請をするにあたり、事務処理規定に基づき、農業委員会へ生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願出をされたもので、申請書類の一部としてこの証明書の添付が必要となるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、土庫二丁目□□□番1(田)1,190㎡、買取り申出者、土庫二丁目□□□□□、買取り申出事由の生じた者、土庫二丁目□□□□□、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、その他、申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年4月26日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、本人が農地として耕作出来るように管理されている事の確認、さらに、地元の水井委員さんに本人が、以前に農業に従事されていたことの確認をしています。以上の審査の結果□□□

□さんが、生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断をしています。決定を頂きますと、申出者に証明書を交付致しますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手でお願い致します。

8 番 　はい、ちょっとお聞きしますが、この方はこの農地以外に他に農地をお持ちですか。

事務局 　□□さんの経営農地はこの農地だけです。

8 番 　そうですか。分かりました。

議 長 　他に何かご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議 長 　それでは、ご質問がないとのことですので、採決致します。議第5号、その他の2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明願承認については、事務局処理に決定致します。

議 長 　次に、議第5号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第5号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。番号1番、所在地、大字池尻□□□番地(田)3,375㎡、のうち1,085㎡、被相続人、大字池尻□□□□(持分□/□)所在地、大字池尻□□□番3(地目)田(面積)1,469㎡及び大字池尻□□□番1(田)1,152㎡、被相続人、大字池尻□□□□、いずれも相続人、大字池尻□□□□□、以上、番号1番の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年5月26日に、現況が農地として耕作されていることの実事確認を致しました。よって、審査の結果、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

(なしの声あり)

議 長 　ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の3番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。

議 長 　次に議第5号、その他の4番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第5号、その他、4番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの、事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成28年3月28日から平成28年4月25日までに届出のあった案件でございます。番号1番、転用届出地、大字大谷□□□番地(畑)241㎡、譲受人葛城市太田□□□□、譲渡人、大字大谷□□□□□□、売買による所有権移転で、宅地への拡張の転用

届出であります。確認委員さんと致しまして、平成28年4月20日に梅田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第1号を終わります。確認委員の梅田委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 　次に入ります。議第5号その他、4番の専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号その他、4番の専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字磯野□□□番3（地目）田（現況）畑、191㎡、譲渡人、磯野町□□□□、転用目的は、大和高田市の消防施設用地に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第2号の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　ないようですので、議第5号、その他5番、専決処分の報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、これで5月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	速水 保
署名委員	今村平治郎